

「はい、こちら企業の労働
110番です」

介護施設を展開する事業所
の総務部長さんからのご相談
でした。

「入社3年目になるパート
職員（1日6時間勤務）から、

成金の交付を受けることがで
きると聞きました。安定した
人材の確保を図るためにも、
これを機に、他のパート職員
からも希望を募つて無期雇用、
あるいは正職員に転換したい
と考えています。助成金制度

の内容や、手続き
方法についてご
指導いただきた
い」とのことです。

(一社)名北労働基準協会
社会保険労務士 奥村孔子

「キャリアアップ助成金」の活用



対して助成金を交付するとい
うもので、①正社員化コース、
②人材育成コース、③賃金規
定等改定コース等、全7コー
スの助成金制度が設けられて
います。

今回ご相談の案件が該当す
る①の「正社員化コース」は、
○有期契約労働者等（パート、
アルバイト、契約社員等）か
ら正規雇用に転換または直接

ささらに28万5000円（大企
業も同額）が加算され、生産
性が3年前と比べて6%以上、
また1%以上（6%未満）伸
びているなどの要件があれば
さらに増額加算された金額が
交付されます。いずれも、(1)
正規雇用等へ転換した際、転
換前6カ月と転換後の6カ月
の賃金を比較して5%以上増
額していること、(2)有期契約
労働者からの転換の場合、

転換前に雇用されていた期
間が3年以下に限ること、
等の条件をクリアする必要

がありますが、1年間に1
事業所20人まで申請が可能
です。

日本では現在
非正規雇用者比
率が全体の4割
近くを占めてい
ます。一方で多
くの中小企業で
は人材不足によ
る長時間労働が
慢性的に行われ
ており、このよ
うな状況を打破
するため国は
『キャリアアッ
プ』という制度を設け
ています。これは有期契約労
働者、短時間労働者、派遣労
働者といった、いわゆる非正
規雇用労働者の企業内でのキ
ヤリアアップなどを促進する
ため、正社員化、待遇改善の
取り組みを実施した事業主に

子供に手がかかるなくなった
ので、正職員として働けない
か、との要望がありました。
当事業所としても人手不足
で、今年中にあと5名のパー
ト職員の増員を予定しており
ますが、パート職員を無期雇
用や正職員に転換する際に助
用

成金の交付を受けることができる
というものです。

申請にあたっては、必要な
書類を揃えたり、いろいろな
要件の確認作業を要しますの
で、その専門家である社会保
険労務士にアドバイスをもら
い、申請の準備並びに申請書
の作成をされるとよいかと思
います。

当協会では、社会保険労務
士による労務相談は勿論のこ
と、関係団体の「社会保険労
務士法人 愛知労務管理コン
サルティング」の活用等によ
り、ワンストップで皆様方の
問題解決をしています。

このほか当協会では、「社会
保険労務士受験対策講座」を
実施し、多数の社会保険労務
士を輩出しています。働き方
改革関連法の整備が急ピッチ
で進められている中、労働・
社会保険労務士という専門
職の配備は、今後皆様の事業
所の円滑な運営に不可欠なも
のではないでしょうか。ぜひ、
皆様方の事業所が育んできた
講いたとき、そして事業主の
皆様にはその支援をしていただ
くことを提案したいと思います。

手続きの大まかな流れは、
①雇用保険適用事業所ごと
に『キャリアアップ管理
者』を配置すると共に『キャ
リアアップ計画書』を作成・
提出、②就業規則等の改定
(正社員等転換規定を入れ
る)、③就業規則等に基づく
正社員等への変換、④転換後
6ヶ月分の賃金の支払い、⑤
支給申請、となります。

イラスト・森沢康代